

平成26年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日時 平成26年10月22日（水） 10時00分～12時15分

●場所 宇部市社会福祉会館 2階 ボランティアセミナールーム（大）

●出席者

・出席委員8名

千葉 泰久 (宇部商工会議所 会頭) ※会長
伊藤 一統 (NPO 法人 うベネットワーク 理事長)
小川 知子 (国際ソロプチミスト宇部 会長)
尾中 恵子 (宇部地区漁協女性部 部長)
蔵田 晃一 ((社) 宇部青年会議所 理事長)
鈴川 享靖 (連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三 (宇部市自治会連合会 会長)
脇 和也 ((株) 宇部日報社 代表取締役社長)

・欠席委員2名

近本 佐知子 (弁護士) ※会長職務代理
新田 芙美恵 (山口宇部農業協同組合 理事)

・事務局

日高 正嗣 (総務管理部長)
藤崎 昌治 (総務管理部次長)
平山 純子 (総務管理部職員課長)
大畑 秀幸 (総務管理部職員課長補佐)
島田 伸弘 (総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二 (総務管理部職員課人事研修係長)
杉原 和明 (総務管理部職員課主任)
川本 満隆 (総務管理部職員課主任)

◎議事

1 追加資料の説明及び質疑応答について

(事務局) <追加資料として「資料5～15」を配付>

【資料5】各委員からのご意見（要約）

【資料6】指標として考えられる項目と活用するにあたっての留意点

【資料7】経常収支比率及び財政力指数の推移

【資料8】標準財政規模の推移

【資料9】財政健全化法に基づく財政指標

【資料10】個人市民税納税義務者1人当たり給与所得の推移

【資料11】人口の推移

【資料12】県内市ラスパイレス指数の推移（平成21年度～平成25年度）

【資料13】県内13市 議案件数

【資料14】行政委員会に関する資料

【資料15】行政委員の報酬支給形態の見直し（月額支給から日額支給）による増減額

(会長) 配付資料に関して何か意見はありますか。

(委員) 宇部市の財政状況と特別職の報酬のバランスが取れていれば良いと考えています。

(会長) 指標として考えられる項目を事務局がまとめていますので資料の説明をお願いします。

(事務局) <資料6から資料13の説明～約14分>

(会長) 前回の審議会での質問等を踏まえて資料を作成してもらっています。資料9の実質公債費比率と将来負担比率が良くなっている要因は何ですか。

(事務局) 一番大きな要因は新規の公債発行を抑えていることです。また、余裕があるときに繰り上償還に努めています。このようにして、公債費の額が減少していることが主な要因です。

(会長) 県内他市も同様ですか。

(事務局) どの自治体も改善傾向にあります。

(会長) 県内市の人口推移では下松市のみ増加しています。要因は何ですか。

(事務局) 下松市に問い合わせましたが、明確な回答はいただけませんでした。

(会長) 下松市は、人口が増加している一方でラスパイレス指数は最も高い。下松市はかつて財政再建団体であったが、危機感を持って財政健全化に取り組み財政状況を改善しています。同市の取り組みはまちづくりの参考になるかも知れません。問い合わせるだけでなく、調査することも必要です。

(委員) 実質公債費比率と将来負担比率が改善していますが、その要因は歳入に対する歳出を抑え、その分を償還に充てているということですか。

(事務局) 市の税収は減少傾向にありますが、事務事業の見直しや特定財源の確保に努めており、このような状況になっているものと考えています。

(会長) 前回からの審議の中で指標は3つに集約されると思います。1つ目は類似団体との比較、2つ目は能力や資質の評価、3つ目は社会情勢や市の現状の考慮です。民間企業であれば会社の業績が上向いた時や、幹部が目標を達成した場合などは報酬を増額する、というように基準がはっきりしています。

本審議会としては、まずは誰が市長となっても変わらない「宇部市の市長」として基準となる報酬額を設定し、それに加えて実績を評価すべきか否かという考え方はいかがでしょうか。

(委員) 民間企業と行政はイコールではなく、行政は住民サービスの向上が評価基準の1つだと考えます。宇部市の市長としての報酬額の基準はどの程度なのか、結果的には類似団体等との比較となるのではと思いますが、市長が代わると基準を変えるのか、という課題はあります。民間企業のようにA～Dのランクを設定して考えていく必要性もあると考えます。

(会長) 例えばA～Eの5段階評価とし、まず標準のCを決めて、実績によりA、Bとする、又はD、Eとするという方法もあります。どのような功績があっても評価が同じであればモチベーションも上がらないのではないのでしょうか。事務局はいかがですか。

(事務局) そのような考え方もあると思います。ただ、市長が代わったときに、この成果は前市長の実績か現市長の実績かといったことや、審議会は2年に1回の開催としていますがその間はどのように考えるのか、といった課題がありますので、実績を評価するというのは非常に難しい面があるのではないかと考えられます。

また、個々人を評価するよりは、「宇部市長」としての報酬額を定めることに妥当性があると考えます。

(会 長) つまり、標準的な額を定めるということですね。標準的な額をCとして評価が良ければBとするが、市長が代わった時にはCからスタートすることとなる。ただ、その評価をする際に、市長のマニフェストの実績を考慮するのか、マニフェストのみをもって市政全般を網羅しているとは言い難いのではないかと等々、いろいろと考えると議論の収束が困難になります。

(委 員) 他市はどの様にしているのですか。

(事務局) 審議会を定期的開催し、他自治体の動向を参考にしていると思います。

(会 長) 指標として類似団体との比較、能力や実績の評価、社会情勢の変化や市の現状、の3点を考える上では資料はほぼ揃っています。それをどう読み解くかが課題です。今後の指標としては、類似都市として瀬戸内海の工業都市が参考になるかも知れません。

(委 員) 以前の審議会は、いかに報酬額を上げるかということ審議していましたが、しかしながら財政状況等により報酬額を上げることが困難となつてからは審議会の開催を見送ってきた経緯があります。それは報酬額をいかに下げるかということ審議しないといけなくなったからであり、下げるルールがありませんでした。しかしながら、行政に対する住民の眼も厳しくなり、審議会を再開せざるを得なくなり、現在に至っているのではないのでしょうか。現在はまさに下げるためのルールづくりをしている最中であります。簡単なのは国が基準を示すことですが、それでは地方の自主性が損なわれます。資料は十分揃っていますが、これを持って市民が納得する結論を導き出すのは困難です。したがって、市の財政状況が良い方向に向かっているのか又は悪い方向に向かっているのか、その程度によって報酬額を考えていくことが現実的だと思います。

また、資料の中で気になるのが人口の減少よりも納税義務者が減少している点です。同様に、納税義務者1人当たりの給与所得も減少しています。いろいろな角度から議論をしていくことが必要です。例えば今回は現状維持としても、厳しい現状は認識して附帯意見として2年後の状況を見て判断するという方法もあります。

(会 長) この審議会は報酬額を下げるのが目的ではありませんが、市の財政の健全化は重要です。特別職の報酬額を多少増減しても市の財政状況に影響は少ないと思いますが、意識的な影響は大きいはずで。

(委 員) その通りです。例えば市長の報酬額を0.1%下げるという答申をした場合、市の財政状況全般からすればその額自体の影響は少ないのですが、下げるという姿勢を示すことは重要であり、様々な面に影響があると思います。そう考えると、この審議会の役割は大変重要であると思います。

(委 員) 現状でも市長や副市長は自主的な減額により随分下げていると思いますが。

(会 長) 自主的な減額をしています、先程申した標準的な額とは自主的な減額前の額を定めようということです。

(委 員) 消費税が上がった時のことも考慮する必要があるのでしょうか。税金にも影響があると思われま。

(会 長) 今後も人口減少、税金減等が想定される状況の中で、宇部市が消滅するようなことがあってはなりません。世の中の流れとして状況が良くなることは考え難いため、全体を締めることも大切です。第1回目の審議会の中で、これまで特別職の報酬等に直接ラスパイレスを反映させたことはないということでした。ラスパイレス指数をみると、国より高く、県内市でも3番目となっている。ラスパイレス指数が100を超えているから特別職の報

酬等も下げるとはなりません、現状をきちんと把握し、危機感を持ち、ラスパイレス指数が高いということも財政を健全化する上で、市全体として考えていくことは重要であると考えます。

- (委員) ラスパイレス指数は市民感覚として最も分かりやすいものです。職員の給与が高いのであれば首長の給料も高いのではないかと思うことでもあるのではないのでしょうか。自治体数が山口県と同程度の県で山口県ほどラスパイレス指数が100を超えている自治体が多い県はないと思います。
- (委員) ラスパイレス指数は年齢構成等によっても異なります。暗にラスパイレス指数を基準にすることはいかがかと考えます。
- (委員) 一概にラスパイレス指数により特別職の報酬を増減するというものではありません。全国的にみて山口県内の自治体は高い傾向にあり、特別職も横並びで高いのかという感覚になります。
実態は異なるのかもしれませんが、仮にそうであるならば、この審議会で議論することは重要ではないでしょうか。
- (委員) 現在、市内ふれあいセンター職員は全て嘱託職員ですが、市の行政サービス、また、職員は大変良くしていただいています。財政面等を考えると人件費を抑制することも重要であり、現状を考えると仕方がないと思います。
報酬等の額については、宇部市としてのプライド、体面を保つことも重要ですが、一方で将来の人口推移を念頭に置かないといけません。
- (会長) これまでの議論からすると、全体としては今回、報酬額は据え置きという方向です。ただし、人口減少、税収減、ラスパイレス指数、経常収支比率などマイナスの要素もあり、健全な財政運営も市長の重要な役割です。2年後に開催する際には、これらの要素を改善していただきたいということを意見として加える答申内容とする方向でまとめたいと思います。
- (委員) 今回の審議で報酬額については据え置きか引き下げの方向であると考えます。今後、財政状況が改善するか否かは今後の市の努力によるところが大きいと思います。審議会の方向性として、ラスパイレス指数を指標の一つとすることは良いのですが、財政状況が悪くなっていくイコール、ラスパイレス指数も下げていくことが市長の役割とするということを答申内容に挙げるというのは疑問です。
- (委員) 答申内容に挙げるのではなく、審議の中の一つの要素としたということを経済録に記すということであり、答申内容に挙げるということではありません。今回、審議の中でラスパイレス指数も議論の際に参考としたということです。財政状況が良くなれば、ラスパイレス指数が高くなっても良いということではありません。また、特別職の報酬に直接ラスパイレス指数が関わるということではないのです。
- (会長) 民間企業でも労使が話し合い、業績が良ければ社員の給料が上がり、悪ければ下がります。民間企業は最悪の場合倒産します。市も同様であり、市職員も危機感を持つことが重要であるということが、今回、審議会で議論となったことは事務局として記録しておくことが必要です。
- (委員) 10年前と比較して職員数、人件費は減っています。ラスパイレス指数は高いですが、職員への支出は減ってきており、一方で財政規模は増えています。ということは、職員1人当たりの仕事量の負担は大きくなっているのではないのでしょうか。その辺りで首長の待遇と釣り合っているのかは考える必要があります。

- (会 長) 非正規職員で対応していることもあるのではないのでしょうか。市民へのサービスという点においては正規職員を減らしても対応出来たということも考えられます。審議会の議論とは少し離れるかもしれませんが、市の取組について、いろんな事を意識し、危機感を持っていくことが必要であるということは審議会として主張しても良いのではないのでしょうか。
- (委 員) 職員数が減ることで市民へのサービスが低下していませんか。行政改革で職員を減らし、また、税収が減るということは、本来、市が行うべき事務が自治会などの任意団体がボランティアという形で行っていることがあるのではないのでしょうか。囑託化などにより財政の健全化に努めることは重要ですが、結果的に行政サービスの質の低下、範囲が狭まることがあるのではないかと思います。市民感情と職員感情は異なることがあるため、トップの役割には社員のモチベーションをいかに上げていくということもあります。
- (委 員) 本審議会が財政状況まで踏み込むことは困難だと思います。市民としては市の活性化と財政健全化の2本柱についてはしっかり行って欲しいという思いではないのでしょうか。特別職の報酬額については、市としてのプライドもあり、他自治体との均衡も重要です。
- (会 長) 第1回目の審議会でも議論しましたが、ある程度、他自治体との均衡はとれているという感触でした。様々な資料が用意されていますが、個々の数値を議論しても混乱するのではないのでしょうか。全体としては2年前と比較しても変動要素が見当たらないため報酬額は据え置き、ただし、様々なリスクを考える必要がある、そのような内容で、答申のたたき台を作成するというところで考えたいと思います。
- (委 員) 本審議会は、市長以外に副市長、議員の議論も必要なのではないのでしょうか。
- (委 員) 基本的には市長と副市長、議員はセットではないかと思います。それぞれ別々とするのであれば、その根拠を明確にすることが必要となります。
- (委 員) 市長、副市長と議員は勤務実態も異なるため、整理しておくことが必要と考えます。
- (会 長) 議長、副議長、議員について、ご意見はありますか。
- (委 員) 市民感情としては少し高いと思います。他自治体では日額化の動きもあります。
- (委 員) よく活動される議員とそうでない議員の差があるのではないのでしょうか。次回の選挙で市民が判断することとなるとは思いますが。
- (委 員) 議会も議会だよりの発行など変わってきていますが、議会が開催される日以外の活動が見え難いところがあります。選ばれた議員にも責任がありますが、選んだ市民にも責任があるということを市民もよく認識することが必要です。
- (委 員) 議会も定数削減するなど行っていますが、議会改革では議会基本条例を制定するなど山陽小野田市が進んでいます。ある議会改革度調査でも全国で上位となっています。山口市も同様の条例があります。宇部市は議会改革ということでは遅れているかもしれませんが、それを報酬に反映させるかという疑問です。基本は類似団体や財政状況となるのではないのでしょうか。
- (会 長) 県内市では、議長は下関市、山口市に次いで3番目、副議長、議員は下関市に次いで2番目となっています。
- (委 員) 私は年に1回は議会を傍聴していますが、傍聴している市民が少ないです。市民が議会

に関心を持つことも大切です。

(委員) 議員の仕事について質的な評価は困難と思われます。市長と同様に、議員についても報酬額は据え置きとするが、次回の審議会につなげるためにも今後、基準を定めて、様々な要因を答申に盛り込むということではいかがでしょうか。

(委員) 確かに質的な評価というのは困難だと思います。また、議会の活動日数や議案件数を指標とするのは疑問です。市民1人当たりの負担額は県内市の中で高くないことから、据え置きでも良いと考えます。

(委員) 報酬額を下げると立候補する者がいなくなるのではないのでしょうか。

(委員) 議員定数を減らすということは、どういうことなのですか。

(委員) 議員数を削減すると、議員1人当たりの市民の声を聴く範囲が増えることとなります。報酬総額は減りますが、本来、議員は市民の声をしっかり聴いて議会で市長と議論するという議員の役割があり、それが疎かになる恐れがあります。山陽小野田市で議論されているのはそこが論点です。

(委員) 議員数を減らすと支持母体を持つ者が有利になります。そうすると偏った声を聴くことが多くなります。議員数を減らさないのであれば報酬額を下げるということになりますが、まだ下げるまでは必要ないのではないのでしょうか。

(委員) 現在は、様々な団体や地域から選出され、ある程度バランスもとれているため、議員数を減らす必要はないと思います。問題は報酬額ですが、今回は据え置きでも良いと思います。

(会長) 議員については、報酬額を下げたときに自主減額を止めているという経緯がありますが、本来の適正な額を審議する際に自主減額については考慮しないということで、今回は据え置きの方で考えたいと思います。

次に、行政委員の報酬について、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) <資料14、15の説明～約12分>

(会長) 行政委員に関して前々回の審議会において、山口県の日額化に引き続き、農業委員会を除いて支給形態を日額制としました。前回の審議会では監査委員が議論となりましたが、働く環境を整備するというので、日額制は継続するという経緯があります。県内他市の状況はどうなっていますか。

(事務局) 山陽小野田市は一部の行政委員について日額化としています。

(会長) 日額化は県からの指導等があったのですか。

(事務局) それはありません。

(会長) なぜ県内他市は月額のままなのですか。

(委員) 本市が日額化した後に、月額制も容認する最高裁の判決がでました。その影響が大きいと考えられます。

(会長) 山口県は判決後に日額制を見直す動きはありますか。

(事務局) 山口県は日額制を維持しています。

(会 長) 識見の監査委員は税理士としての仕事もしている中で、監査委員として市役所に赴き執務室で仕事をするのも困難であり、大部分は自身の事務所で監査の仕事をしていると思われまふ。そうであれば、膨大な資料を監査することは、しっかりと腰を据えて取り組む必要があり、日額制では仕事に身が入らないのではないかと考えられます。

税理士というプロフェッショナルな監査委員は月額制に戻すことも議論しても良いのではないのでしょうか。

(委 員) 交通費は支給されているのですか。

(事務局) 通常の会議等は日額に含まれていますが、出張する場合などは旅費を別途支給していません。

(会 長) 前回の審議では、県内でも先駆けて日額制としたこと、また、ボランティア精神もある程度必要ということで日額制を維持した経緯があります。

(委 員) 他の行政委員との兼ね合いも考えないとはいけません。プロフェッショナルと言え、他の委員にも言えるのではないのでしょうか。

(会 長) 事務局で何か参考になることはありますか。

(事務局) 地方自治法では基本は日額となっています。日額としないことも出来ますが、再び月額制とするには一定の判断基準が必要と考えます。前々回の審議会の議論の中では月の活動日数が10日以上の場合には月額という議論もありました。また、判例も1つの判断基準となると思われまふ。大阪高裁では月5日以上勤務であれば月額でも問題ない旨の判決が出ています。

(会 長) 次回はそれらの資料の準備をお願いします。

2 第3回審議会日程等について

(会 長) 次回の開催ですが、11月27日(木)午後2時から、宇部市役所本庁にて開催したいと考えていますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

—— 委員から特に異議なし ——

—— 次回開催日時は11月27日(木)午後2時からとする。 ——

審議会終了時刻 12時15分

以上